

介護付有料老人ホーム等（特定施設入居者生活介護【混合型】）の
設置計画に関する事前相談書の受付等について
（令和４年度受付分）

令和４年５月１７日
埼玉県福祉部高齢者福祉課

特定施設入居者生活介護（混合型）の指定を受ける介護付有料老人ホーム等に係る設置計画書については「令和４年度特別養護老人ホーム等施設の整備方針」に基づき審査を行うものとし、事前相談の受付等について下記のとおり定めましたのでお知らせします。

記

１ 受付方法等

（１）受付期間等

ア 電話予約・事前相談受付期間

令和４年５月１７日（火）～令和４年７月１５日（金）

イ 選定結果の公表

令和４年９月上旬（予定）

ウ 受付圏域

県高齢者支援計画の老人福祉圏域単位で受付します。

※ただし、次の圏域の該当する市については、法令又は条例により権限が市へ移譲されているため、県では受付を行いません。募集の実施等について、詳細は各市に御確認ください。

①南部圏域：川口市（介護保険課 電話 048-259-7293）

②南西部圏域：和光市（長寿あんしん課 電話 048-424-9138）

③東部圏域：越谷市（介護保険課 電話 048-963-9305）

④さいたま圏域：さいたま市（介護保険課 電話 048-829-1265）

⑤川越比企圏域：川越市（介護保険課 電話 049-224-6404）

エ その他

・療養病床からの転換に係る計画書の提出については随時受付を行いますので、所管の福祉事務所又は高齢者福祉課（地域密着型の指定を受ける場合には市町村）にお問い合わせください。

ただし、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱に基づく補助金の交付を希望する場合は、９月３０日（金）までに計画書を提出してください。

（２）受付窓口

事前相談の受付は予約制としています。必要書類が整っていることを確認した上で、来庁日時を電話により予約してください。

高齢者福祉課 施設整備担当（電話 048-830-3260）

事前相談受付時間帯 ８時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 15 分

（３）対象施設等

介護保険特定施設入居者生活介護（混合型）の事業者指定を受けることを希望する

次の施設等です。

- ア 介護付有料老人ホーム
- イ サービス付き高齢者向け住宅
- ウ 養護老人ホーム（新設）
- エ ケアハウス（新設）

※新設の養護老人ホーム及びケアハウスは、本事前相談での選定後に、別途設立計画書の審査を受ける必要があります。設立計画書の提出期限等は、「特定施設入居者生活介護の指定を受ける軽費老人ホーム（ケアハウス）及び養護老人ホーム等に係る老人福祉施設設立計画書の提出期限等について」を御確認ください。

※既存の養護老人ホーム及びケアハウスが特定施設入居者生活介護（混合型）の指定を新たに受けようとする場合及び指定数を増やす場合は、今回の受付とは別に相談に応じます。

ただし、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱に基づく補助金の交付を希望する場合は、9月30日（金）までに計画書を提出してください。

（4）提出書類

次の書類をフラットファイルに綴り、インデックスを付け提出してください。

- ア 令和4年度設置相談書及び相談書に記載された添付資料

※指定様式・記載例は[県HP](#)を確認してください。

- イ 令和4年度事前相談チェックシート

※指定様式・記載例は[県HP](#)を確認してください。

- ウ 提出にあたっての留意事項

ア) 県への相談前に申出者（運営事業者）自ら計画地の市役所又は町村役場に設置計画の説明等を行い、計画地市町村担当者の意見を確認して、その内容を設置事前相談書の所定欄に記入してください。

イ) 土地（建物）所有者等と十分調整し、合意を得てください。設置事前相談書には合意書等を添付してください。

なお、選定された計画における計画地の変更は認められません。（敷地の拡張等の一部変更はこの限りではないものとします。）

また、複数の事業者から同一の土地（建物）を利用した設置計画が提出された場合において、受付期間内に調整できないときは、その土地（建物）を利用した設置計画全てを認めないものとします。

ウ) 各計画については平成25年3月27日付け高介第2516-2号「埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法施行条例の県独自基準の施行について（通知）」（別添2）3

（4）の内容を満たすとともに、介護付有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置計画の策定にあたっては、「埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合した内容としてください。

エ) 事前相談チェックシートにより、内容及び関係書類の添付等を確認の上、チェックシートを付けて設置事前相談書を提出してください。

（5）応募数の制限等

同一事業者が同一の老人福祉圏域において複数の設置案件に応募する場合、その合

計が受付可能数を超えて事前相談書を提出することはできません。

1つの設置案件であれば受付可能数を超えて事前相談書を提出することができます。

《例1》〇〇圏域受付可能数100人とした場合

(甲)事業者【計画1】(甲)施設A+(甲)施設B \leq 100人 \Rightarrow 複数提出可

(甲)事業者【計画2】(甲)施設A+(甲)施設B $>$ 100人 \Rightarrow 複数提出不可

《例2》〇〇圏域受付可能数30人とした場合

(乙)事業者【計画3】(乙)施設(定員80人) $>$ 30人 \Rightarrow 提出可

2 選定方法等

(1) 選定における優先順位

次により優先順位を決定し選定します。

なお、選定にあたっては、設置計画が「埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針」など対象施設の関係基準等に適合したものであることを前提とします。

ア 市町村からの設置に係る意見が整備に「支障なし」となっている計画を最優先とします。

※「市町村からの設置に係る意見」とは、事前相談書受付後、県から該当市町村に文書照会するものです。

イ 圏域内において介護保険施設等の整備率が低い市町村における事業者の計画等を優先します。この場合、地域の実情も踏まえ判断します。

ウ イにおいて競合した場合は、直近3期分の決算状況、介護職員等の育成状況、直近3か年の監査の状況等を勘案し優先順位を決定します。

なお、同一圏域内で同一事業者の総採択数が均衡を失しないようにします。

各計画については、市町村の意見を踏まえた総合的な判断により、協議予定数に残余がある場合であっても、選定されない場合があります。

(2) 選定結果の通知等

提出された設置事前相談書を審査し、選定結果を設置事前相談書提出者へ郵送等します。

また、あわせて選定結果を県ホームページにより公表します。

3 選定された設置計画の実施者の責務

選定された施設は、原則として各関係法令に基づく必要な届出等の手続きを選定後1年以内に完了するとともに、施設の整備完了後は速やかに介護保険特定施設入居者生活介護の事業者指定を受け開所しなければならないものとします。

また、採択された設置計画を取りやめる場合や開所後事業譲渡する場合は、速やかに県(高齢者福祉課)に書面等により報告するものとします。

なお、取りやめ等を行った実施者については、その後の選定における優先順位に影響しますので、計画の提出の際はご注意ください。